

おおいた共創士認証委員会細則

平成31年1月1日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、「おおいた共創士」認証制度に関する規程（平成31年1月1日制定。以下「規程」という。）第5条第2項の規定により、おおいた共創士認証委員会（以下「認証委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 認証委員会は、教員・ステークホルダーによる選考会議（以下「ステークホルダー会議」という。）から推薦のあった者について審議し、おおいた共創士又はおおいた共創士「匠」（以下「共創士」という。）として認証する者を決定する。

(構成)

第3条 認証委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 大学等による「おおいた創生」推進協議会（以下「協議会」という。）代議員会議長
- (2) 大学関係者 3人
- (3) 自治体関係者 2人
- (4) 企業等関係者 3人
- (5) その他認証委員会が必要と認める者

2 前項第2号から第4号の委員は、協議会代議員会委員の互選により委員を選出する機関を決定の上、その機関の構成員より選出する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号から第5号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 認証委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、認証委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、第3条第1項第2号の委員のうち、あらかじめ委員長が指名する者が、その職務を代行する。

(議事)

第6条 認証委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 認証委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより認証委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の認証委員会において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 認証委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(選考の手続)

第9条 認証委員会は、ステークホルダー会議から共創士として推薦された者について認証条件等を確認の上、規程第7条第1項又は第2項の基準に基づき、共創士として認証する者を決定する。

- 2 おおいた共創士「匠」認証を希望する者は、認証委員会における認証のための審議において、規程第6条第1項第3号の授業成果に係るプレゼンテーションを行うものとする。
- 3 認証委員会は、第1項により共創士として認証することを決定した者を、協議会会長に報告するものとする。

(開催時期)

第10条 認証委員会は、毎年1回以上開催することとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、臨時に認証委員会を招集することができる。

(事務)

第11条 認証委員会の事務は、国立大学法人大分大学において処理する。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、認証委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成31年1月1日から施行する。